

こんにちは  
よしい恭子です



春日民報  
NO. 36  
日本共産党  
春日市議員  
よしい恭子  
下白水北5-18  
☎574-2076



よしいHP

## 2024年12月議会報告

新しい年を迎え、皆様  
いかがお過ごしでしょう  
か。本年もどうぞよろし  
くお願い致します。

昨年は、年明け早々の  
能登地震に始まり、各地  
の豪雨災害、夏の連続猛  
暑日など気候危機を肌  
身で感じる一年でした。

また、米価格をはじめ  
食料品等物価高騰が生  
活を圧迫し続けています。

一方、赤旗報道で明ら  
かとなった自民党の裏金  
問題に国民の怒りが沸騰し、  
衆院選で、自公政権は、少数  
与党に追い込まれました。

その結果、日本共産党が  
要求してきた学校給食費無  
償化や選択制夫婦別姓など、  
国民の願いを議論する本来  
の国会が機能し始めていま  
す。7月予定の参議院選挙  
でも、与党の過半数割れを  
作り自公政治を終わらせま  
しょう。我が党への皆様のご

支持ご支援をお願いします。  
私も、春日市議会の中で精  
一杯頑張りたいと思います。

### 《一般質問》

#### 中学校も全員制の給食に

春日市立中学校の給食は、  
選択制の弁当給食です。

中学生の6割が弁当給食、  
3割が家庭の弁当持参、後  
の1割が購買部注文のパン  
と牛乳(全員)というのが実  
情です。弁当給食は、事前の  
注文と一カ月前の銀行引き  
落としで初めて成立します。  
弁当給食の量は一律なの  
で、その日の健康や食欲な  
どに合わせられない点や、欠  
席者の弁当は開けないまま  
廃棄されるなど食品ロスの  
問題もあります。

また、国の物価高騰対策  
の支援金は、自宅からの弁  
当やパン注文の生徒の家庭  
には配られないという不公  
平など、小学校給食にない

【無料法律・生活相談会】  
(子ども何でも相談)  
毎月第4水曜日(19~20時半に  
下白水公民館(若田屋サロン)こ  
で行っています。なるべく電話予約  
で。お急ぎの方はすぐ対応します。  
090-8390-6222(土曜)

課題があります。

市は、給食に限っては「選  
択制を望む生徒の意思を尊  
重する」との考えですが、発  
達段階にある全ての中学生  
に、安全で栄養のある昼食  
を保障することが、子ども  
の権利条約の「子どもの最  
善の利益を第一に考える」  
という視点に沿った考え方  
ではないでしょうか。皆さん  
はどう思われますか？



#### 安心して利用できる生活保護に

生活保護適応の国民のう  
ち、申請者は約2割程度し  
がなく、親族に支援の可否

#### 《就学援助について》

「義務教育はこれを無償とする」  
という憲法26条2項に則った  
制度で、小中学生の保護者に対し  
て学用品費・給食費など支給する  
制度(市民税額条件あり)です。

市役所4階学校教育課で相談  
と申請ができます。市立小中学校  
へ新入学の方は、1月中旬に申請を  
すれば2月末まで、2月中に申請  
をすれば3月末までに入学準備  
金が支給されます。

## 12月議会で審査されたこと

- ①市長等の損害賠償責任一部免責に関する条例改正
- ②市職員の退職手当支給条例の一部改正
- ③老人福祉センター設置条例の一部を改正  
(なぎの木苑:開所時間・利用料など)
- ④都市公園条例の一部を改正する条例制定
- ⑤下水道条例の一部改正
- ⑥国保・後期高齢・介護保険・下水道特別会計補正
- ⑦専決処分(補正予算7号・道路管理瑕疵による自動  
車損傷事故・負傷事故に伴う損害賠償額の決定)

\*最終日の追加議案(国家公務員への人事院勧告に  
よる給与改定に準ずる改正)

- ⑧市職員・会計年度任用職員給与に関する条例改正
- ⑨特別職職員常勤(市長・副市長・教育長)及び議員の  
報酬、期末手当等の支給に関する  
条例の一部改正



- ⑩一般会計補正予算第9号

\*⑨について反対しました。

を問う「扶養照会」が理由の一つと言われています。

国連の勧告では、日本の生活保護制度について「申請者が尊厳をもって扱われることを確保するための措置をとるよう」求めています。

本市では、扶養照会が金銭的支援につながった割合、扶養照会等が理由で辞退した割合も把握していませんが、窓口で保護を辞退する人がいるのも事実です。支援が必要な市民の立場に立った、より良い生活保護行政へと転換を求めたいと思います。

### 公平性・透明性のある市政へ

# 春日市黒塗り裁判判決

## 市民(原告)勝訴!!

指定管理者の収支報告書の「黒塗り」部分の開示を求める春日市民の皆さんが起こした裁判で、福岡地裁は、昨年12月、春日市に対し、市長がおこなった情報一部非開示決定の取消しを命じ、1月6日に判決が確定しました。

黒塗りされた情報は、春日市の指定管理者6団体の令和3年度収支報告書と令

\*昨年12月議会における吉居の一般質問の詳しい内容は、左のQRコードからHP

でどうぞ。動画も視聴できます。



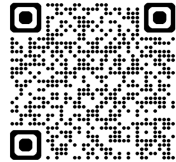
項目	金額	比率
給与	10,000,000	10%
経費	90,000,000	90%
黒塗り	5,000,000	5%
その他	15,000,000	15%

令和3年度決算の黒塗り

和4年度収支計画書の支出項目の内訳金額です。(指定管理者とは、公の施設の管理運営を市に代わって任せられた民間団体の事です。) 公共事業の実施の様子を知るため、収支報告書等の公開を求めたところ、市は民間企業の意向を優先し、収支に関する情報の詳細を黒塗りとしました。

そこで、市民団体が知る権利を求め、黒塗り部分の開示をするよう訴えを起こした結果、一部を除いて開示が命じられたものです。

今後、黒塗りで隠そうとした「運営の実態」を検証し、市民のための真の公共事業になるよう改善を求めたいと考えます。



担当弁護士事務所ブログ



### 3月議会開催のお知らせ

\*3月定例会は、2月21日から3月21日まで開かれます。令和7年度予算案が審査されます。ぜひ、傍聴においでください。

(一般質問は3月12・13日です。予算審査委員会ほか委員会傍聴もできます。)

### 「JCPカフェ」のご案内

(ジャパン・コミュニスト・パーティー)

\*各公民館でカフェを開いています。  
\*市政報告の他、皆さんより、お困り事やアイデア、ご希望などお寄せください。  
ご意見ご要望を市政に届けたいと思います。  
\*お茶やコーヒーを飲みながら語りましょう。入場無料で出入り自由。一度のぞいてみませんか。 ☎09083906222

### 民主的な議会運営を

全ての議員に  
発言する機会を!



\*春日市議会は定数20名で、会派制をとっていますが、会派に属さない議員は議会運営委員会の委員になれないため、議会の決め事や自らの処遇に関する条例制定等にも議論に加わり意見をのべる事ができません。現在、会派に属しない議員は6人なので、実質7割の議員の意見だけで議会運営が決められています。

「無会派の議員を一つのグループとして人数に合わせた代表を出せる」という民主的な運営をしている自治体も多くあります。全ての議員の発言権を保障するよう改善を求めています。

